

下野市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

訓令第 90 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画策定のための庁内組織として、下野市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の立案作業に関すること。
- (2) 基本計画の立案作業に関すること。
- (3) 実施計画の立案作業に関すること。
- (4) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、助役をもって充て、副委員長は委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第 6 条 第 2 条に規定する委員会の所掌事務を分担し、施策の大綱等を策定するため、委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 総務企画専門部会
- (2) 市民生活専門部会
- (3) 健康福祉専門部会
- (4) 経済建設専門部会
- (5) 上下水道専門部会
- (6) 教育専門部会

2 専門部会の部会長及び部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 部会長は、専門部会の会務を総理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において、専門部会の庶務は別表第2の事務局の欄に掲げる課において処理する。

(推進体制)

第9条 所管課長及びその補助職員は、総合計画の策定のために必要な調査、研究、資料の整備等を行い、その推進を図るものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	役職名	職 名
1	委員長	助役
2	委 員	収入役
3	”	教育長
4	”	総務企画部長
5	”	市民生活部長
6	”	健康福祉部長
7	”	経済建設部長
8	”	上下水道部長
9	”	議会事務局長
10	”	教育次長

別表第 2(第 6 条関係)

部会名	部会長	部会員	事務局
総務企画部会	総務企画部長	総務課長、企画財政課長、管財課長、税務課長、秘書広報課長、会計課長、行政委員会事務局長	総務課
市民生活部会	市民生活部長	生活課長、市民課長、保険年金課長、環境課長	生活課
健康福祉部会	健康福祉部長	社会福祉課長、児童福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長	社会福祉課
経済建設部会	経済建設部長	産業振興課長、建設課長、都市計画課長、区画整理課長、農業委員会事務局長	産業振興課長
上下水道部会	上下水道部長	水道課長、下水道課長	水道課
教育部会	教育次長	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長	教育総務課